

令和2年(ネ)第1349号 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求控訴事件

控訴人 関口博ほか28名

被控訴人 国

第1準備書面

令和4年2月16日

東京高等裁判所第11民事部 御中

被控訴人指定代理人

河合 陽介

柴田 唯人

木村 公一

船木 麻央

大江 裕貴

澤 美帆

大山 伊知郎

定光 貴史

後藤田 悠人

鹿目 優

光永 祐子

臼井 智彦 (スミモリ チヤン)

手塚 駿 (ハンドウ ジュン)

瀧口 健太 (タケシロ 古谷 健太)

小林 広生 (コウルイチ ハラルメ)

平間 將史 (ヒラマツ ナカヒコ)

遠山 駿 (エムラカミ ジュン)

本大介 (ヒラタケイ)

川朝陽 (カワタケヨウ)

松

市

被控訴人は、本準備書面において、控訴人らの2021年（令和3年）11月10日付け準備書面(2)（以下「控訴人ら準備書面(2)」という。）における控訴人らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語は、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例によることとする。

第1 番号利用法施行令25条、同令別表各号及び個人情報保護委員会規則が番号利用法による委任の範囲を逸脱するものではないこと

1 控訴人らの主張

控訴人らは、番号利用法19条14号（同号の規定は、令和3年法律第37号による改正（同年9月1日施行）により条ずれしたため、同条15号となつた。以下、改正後の「15号」で表記する。）の委任を受けた番号利用法施行令25条、別表各号に関し、別表8号に掲げる税務調査、7号、11号及び24号に掲げる少年法、国際捜査共助等に関する法律及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の規定による調査等、9号及び17号に掲げる破壊活動防止法の規定及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による調査等に際しての提供を取り上げ、法律で挙げられている事項と命令で挙げられている事項の同質性や均衡性を欠くなどとして、番号利用法19条15号の委任の範囲を逸脱し、違法・違憲であると主張する（控訴人ら準備書面(2)第2の2・9ないし12ページ）。

2 被控訴人の反論

(1) 番号利用法施行令25条、別表各号が番号利用法19条15号による委任の範囲を逸脱するものではないこと

ア 番号利用法19条15号の委任を受けた事項については番号利用法施行

令 25 条、別表各号に限定列挙されている。原審被告第 5 準備書面第 1 の 2(3 及び 4 ページ)で述べたとおり、番号利用法 19 条 15 号は、同号で具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要のあるものにつき、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」として政令に委任したものであるところ、番号利用法施行令 25 条、別表各号の定めは、いずれも番号利用法 19 条 15 号の列挙する調査等に準ずるものとして、これらと同様の公益上の必要性があると解される。

イ 番号利用法施行令 25 条、別表 8 号について

別表 8 号に掲げる事項が行われる税務調査においては、納税者等が保有している個人番号が記載された税務関係資料などの確認等を行う場合があり、これは、徴税権の適正な運用を確保し、租税の公平確実な賦課徴収を図るという目的を実現するために不可欠であるから、特定個人情報の提供を認めるという観点からすると、番号利用法 19 条 15 号で具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要性があると解される。

確かに、税務調査と犯則事件の調査とは、前者が純然たる行政手続であるのに対し、後者が犯則事件の証憑を収集して、犯則事実の有無や犯則者を確定するために認められ、犯則事実が存在すれば、告発を経て刑事手続に移行する手続であるという点で違いはあるが、いずれも納税者等が保有している個人番号が記載された税務関係資料などの確認等を行う必要性があることに違いはなく、徴税権の適正な運用を確保し、租税の公平確実な賦課徴収を図るという目的達成のための手段の 1 つなのであるから、控訴人が指摘するような税務調査と犯則事件の調査との差異は、特定個人情報の提供を認める公益上の必要性に差違をもたらすものではない。

ウ 番号利用法施行令 25 条、別表 7 号、11 号及び 24 号について

別表 7 号に掲げる少年法 6 条の 2 の規定による調査は、警察官が、客観的な事情から合理的に判断して、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を発見した場合において、必要があるときに実施するものであり（同条 1 項）、国家公安委員会規則の定めるところにより少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員が実施することもできる（同条 3 項）ものである。

また、別表 11 号に掲げる国際捜査共助等に関する法律に規定する共助及び協力は、外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供（同法 1 条 1 号）や、外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けた際に、必要な調査等の措置（同法 18 条 1 項）を行うものである。

そして、別表 24 号に掲げる国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律に規定する証拠の提供、執行協力及び管轄刑事事件の捜査に関する措置は、国際刑事裁判所の請求により、国際刑事裁判所の手続に必要な証拠を国際刑事裁判所に提供（同法 2 条 4 号）し、国際刑事裁判に関するローマ規程による罰金刑等の確定裁判の執行又は没収刑等のための保全（同条 10 号）をし、あるいは、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときに、必要な調査等の措置（同法 52 条 1 項）を行うものである。

これらの調査等は、いずれも番号利用法 19 条 15 号に掲げる刑事事件の捜査等と同様、提供禁止から除外しなければ、特定個人情報が含まれているという理由で捜査機関が調査等を行うことが不可能となり、手続を執行することができないという事態等が生じてしまうばかりか、これらの法律が掲げる立法目的達成に支障を及ぼしかねないこととなるため、提供禁止の適用除外とする公益上の必要性があると認められるものである。

エ 番号利用法施行令25条、別表9号及び17号について

別表9号に掲げる破壊活動防止法の規定による調査等は、公安調査官が、同法による規制に関し、同法3条に規定する基準の範囲内において、必要な調査を行うとともに(同法27条)、調査のため必要があるときは、検察官又は司法警察員に対して当該規制に関係のある刑事事件記録の閲覧を求めることができる(同法28条1項)というものである。

しかるところ、上記調査は、前記イ及びウと同様に、提供禁止から除外しなければ、調査が不可能となるという事態が生じ得るものであるし、刑事事件記録には特定個人情報が含まれ得ることから、提供禁止の除外をしておかなければ、特定個人情報が刑事事件記録に含まれているという理由で閲覧をすることができないという事態等が生じてしまい、公共の安全の確保に寄与するという同法の目的の実現に支障を及ぼしかねないこととなるため、いずれも提供禁止の除外対象とする公益上の必要性があると認められるものである。

そして、別表17号に掲げる無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律による調査等についても、提供禁止から除外しなければ、調査等が不可能となるという事態が生じ得るものであり、提供禁止の除外対象とする公益上の必要性があると認められるものである。

オ 小括

以上のとおり、控訴人らは、番号利用法施行令25条、別表各号所定の調査等について、法律で挙げられている事項と命令で挙げられている事項の同質性や均衡性を欠くなどとして、委任の範囲を逸脱し、違法・違憲であるなどと主張するが、これらの調査等については、いずれも番号利用法19条15号にいう「公益上の必要」があるものと認められるのであって、

同号の委任の範囲を逸脱するものではない。

第2 結語

以上のとおり、控訴人らの主張はいずれも理由がないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上